



沖縄労働局発表
平成29年8月31日

担当

沖縄労働局基準部監督課
課長 佐和田正二
監察監督官 南 隆功
電話：868 - 4303

違法な時間外労働が54%、5事業場が月200時間超え ～長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果～

沖縄労働局では、このたび、平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる226事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象としています。

対象となった226事業場のうち、122事業場(54%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に月80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、77事業場(63%)でした。

沖縄労働局では、今後も月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていきます。

【平成28年4月から平成29年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：**226 事業場**

このうち、178事業場(全体の79%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

違法な時間外労働があったもの：**122 事業場 (54%)**

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：**77 事業場 (63%)**

うち、月100時間を超えるもの：**62 事業場 (51%)**

うち、月150時間を超えるもの：**16 事業場 (13%)**

うち、月200時間を超えるもの：**5 事業場 (4%)**

賃金不払残業があったもの：**31 事業場 (14%)**

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：**19 事業場 (61%)**

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：**32 事業場 (14%)**

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの：**184 事業場 (81%)**

うち、時間外・休日労働を月80時間 以内に

削減するよう指導したもの：**137 事業場 (75%)**

労働時間の把握が不適正なため指導したもの：**43 事業場 (19%)**

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：**18 事業場 (42%)**

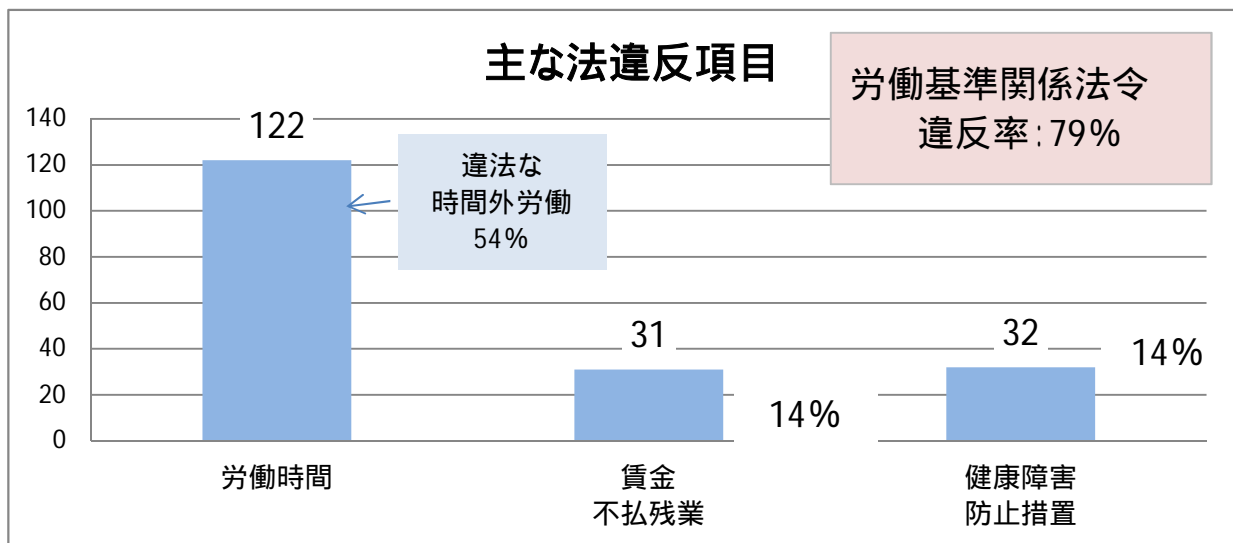
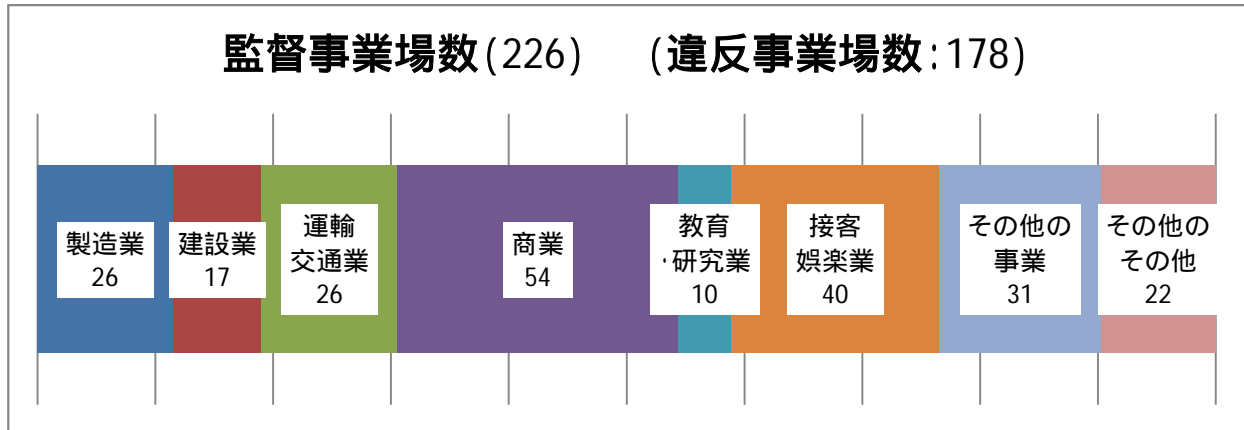
脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

平成28年4月から平成29年3月までに実施した監督指導結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

重点監督実施状況

平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる226事業場に対し監督指導を実施したところ、178事業場（全体の79%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが122事業場、賃金不払残業があったものが31事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが32事業場であった。



労働基準関係法令違反 主要項目

労働時間

労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

賃金不払い残業

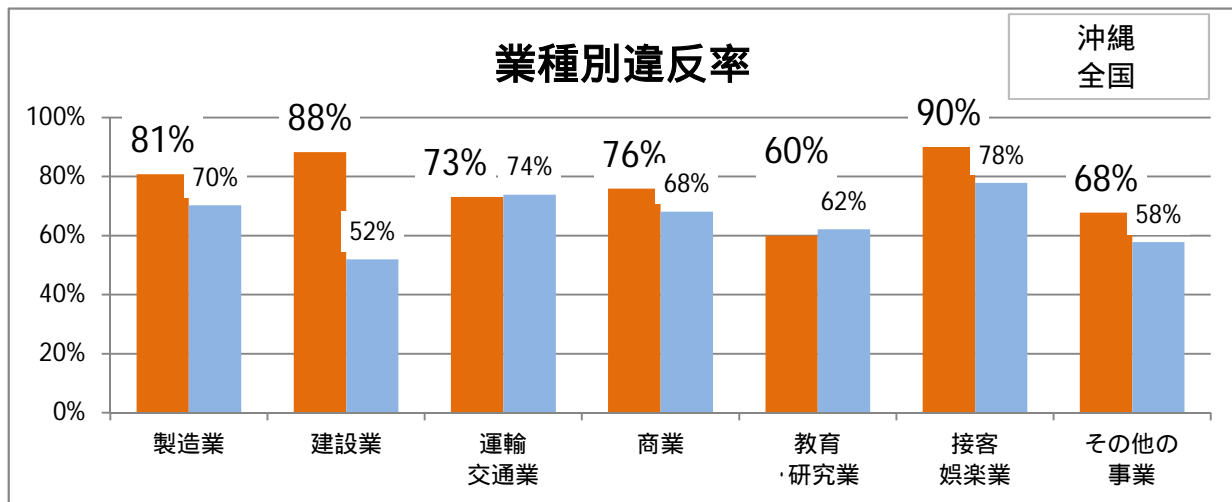
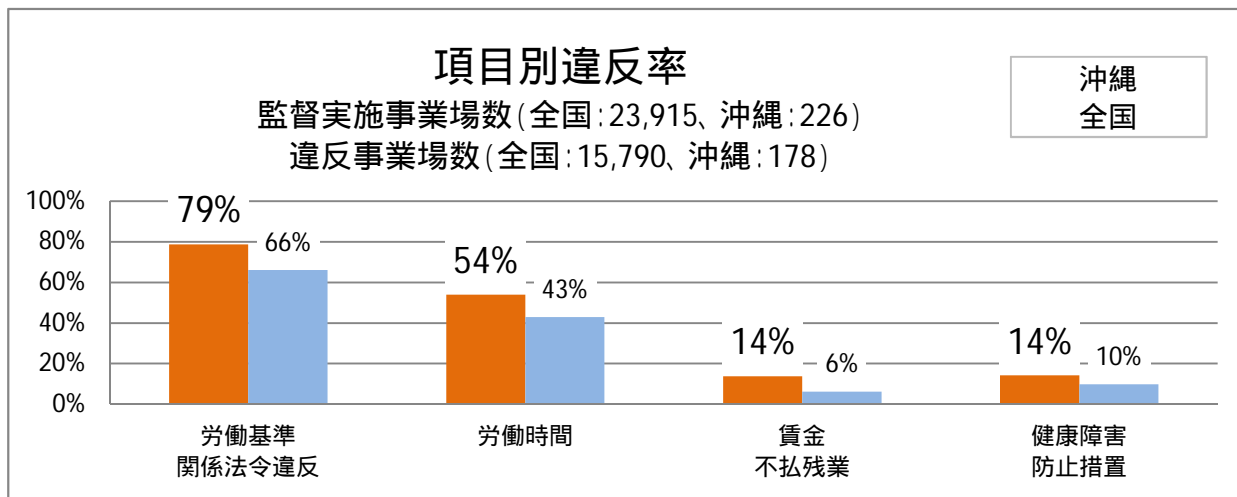
労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

健康障害防止措置

労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕

労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕

労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

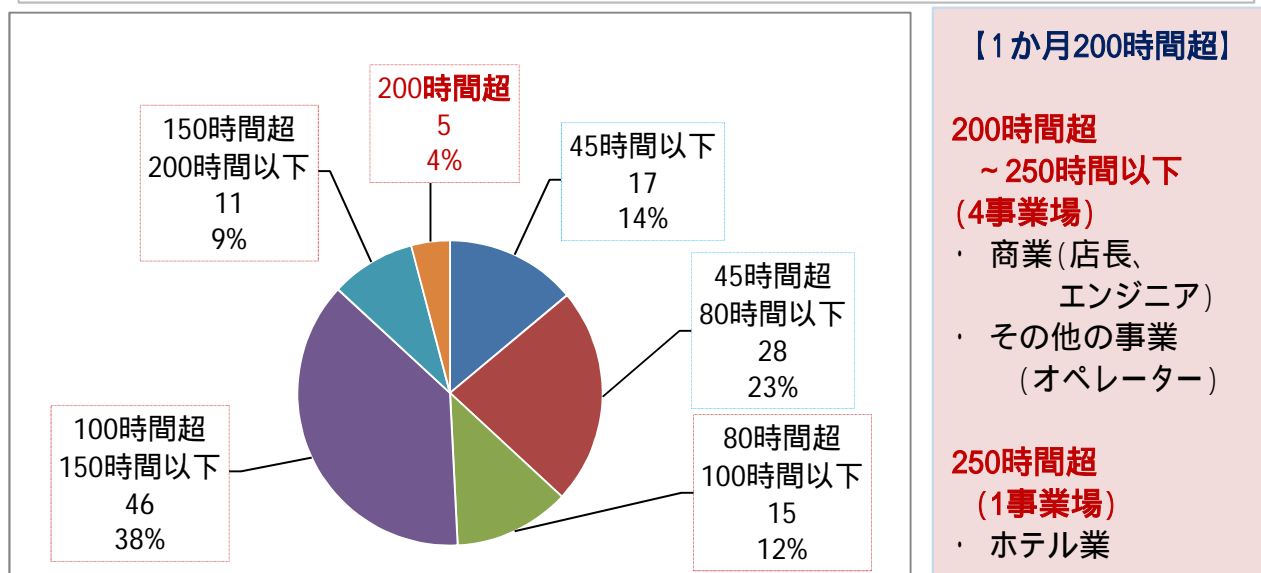


重点監督により把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった122事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、77事業場で1か月80時間を、うち62事業場で1か月100時間を、うち16事業場で1か月150時間を、うち5事業場で1か月200時間を超えていた。

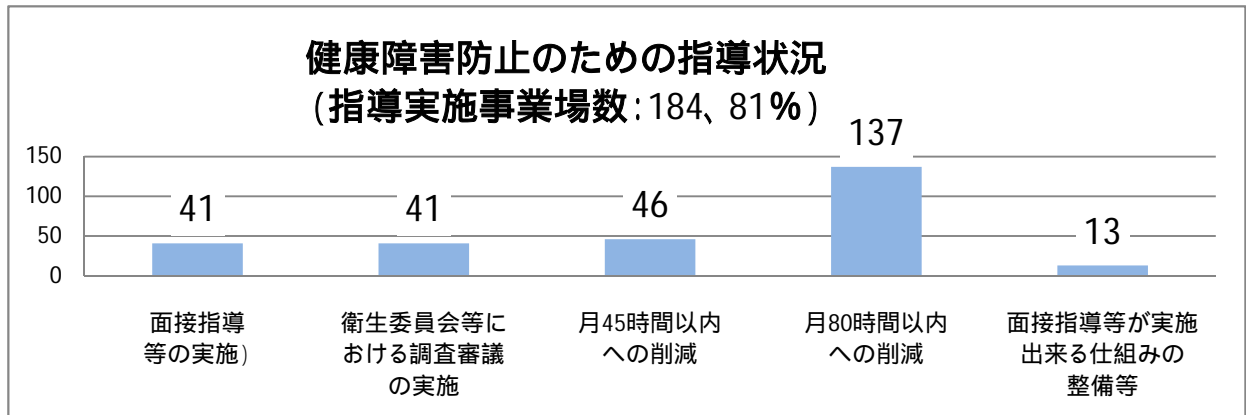
違法な時間外労働があった事業場(122)における時間外・休日労働時間が最長の者の実績 (80時間超:77事業場 63%)



2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、184事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。



指導事項

指導事項は、複数回答の場合、それぞれに計上している。

面接指導等の実施

1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

衛生委員会等における調査審議の実施

「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

月45時間以内への削減

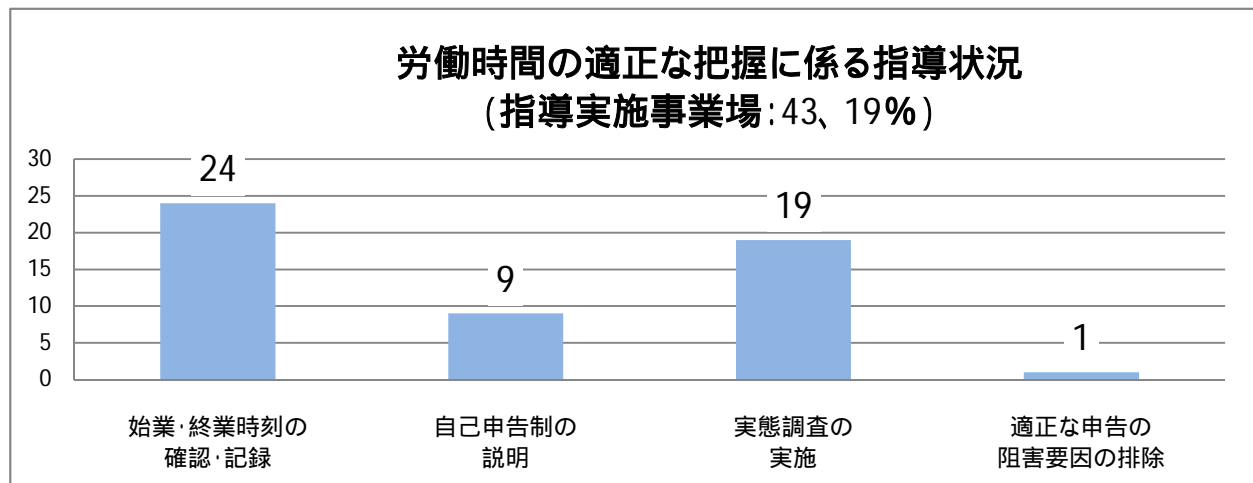
時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

面接指導等が実施出来る仕組みの整備等

医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、43事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。



指導事項は、複数回答の場合、それぞれに計上している。

監 督 指 導 事 例 1

弁当販売業

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる会社に対して立入調査を実施し、次のことが認められた。

- 1 全労働者の1割に当たる3名の労働者について、36協定で定める上限時間（月45時間）を超えて、月80時間を超える違法な時間外労働（最長：月202時間）をさせていること。
- 2 また、休日労働及び深夜労働に対して割増賃金を支払っていないこと。
- 3 さらに、常時深夜業に従事している労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していないこと。

【立入調査において把握した事実と労基署の指導】

- 1 タイムカード及び賃金台帳を確認したところ、全労働者の1割に当たる3名の労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月45時間）を超えて、月80時間を超える違法な時間外労働（最長：月202時間）を行わせていた。

労働基準監督署の対応

労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
過重労働による健康障害防止について文書により指導

- 2 休日労働及び深夜労働（午後10時から翌午前5時の労働）に対して割増賃金を支払っていなかった。

労働基準監督署の対応

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告

- 3 常時深夜業（午後10時から翌午前5時の業務）に従事している労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していなかった。

労働基準監督署の対応

労働安全衛生法第66条違反を是正勧告

割増賃金について

（時間単価に換算して）

- ◇ **時間外労働**（1週40時間超・1日8時間超の労働） 2割5分以上
- ◇ **休日労働**（週1回の法定休日の労働） 3割5分以上
- ◇ **深夜労働**（午後10時から翌午前5時の労働） 2割5分以上

上記の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

監 督 指 導 事 例 2

ホテル業

長時間労働を原因とする脳・心臓疾患の労災請求があった会社に対して立入調査を実施し、次のことが認められた。

- 1 脳・心臓疾患を発症した労働者について、36協定の特別条項の限度時間を超えており、発症前の直近3ヵ月平均で月平均80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせ、それ以外の労働者9名についても、繁忙期に1ヵ月100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたこと。
- 2 また、実際の時間外労働等の時間に応じた割増賃金額が固定残業分を超過していたにもかかわらず、差額分を支払っていなかったこと。

【立入調査において把握した事実と労基署の指導】

- 2 脳・心臓疾患を発症した労働者について、36協定の特別条項の限度時間を超え、発症前の直近3ヵ月平均で月80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせ(月平均85.3時間、最長月94.5時間)、それ以外の労働者9名についても、繁忙期に1ヵ月100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていた(最長:月142.5時間)。

労働基準監督署の対応

労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告

36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう文書により指導
月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

- 4 固定残業代が支払われていたが、実際の時間外労働等の時間に応じた割増賃金額が固定残業代を超過していたにもかかわらず、差額分を支払っていなかった。

労働基準監督署の対応

労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告

36協定の特別条項における「特別の事情」について

- | | |
|----------------------|---------------|
| ◇ 特別条項付き協定締結 | 基準の限度時間を超えが可能 |
| ◇ 特別条項を適用する際の「特別の事情」 | 臨時的なものに限定 |
| ◇ 限度時間超の回数 | 1年の半分以内 |

固定残業制度について

- | | |
|---------------------|----------------|
| ◇ 固定額(通常の賃金・割増賃金) | 明確に区別 |
| ◇ 割増賃金部分 < 実際の割増賃金額 | 通常の賃金部分・割増賃金部分 |
| | 差額を支給 |

監 督 指 導 事 例 3

運送業

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる会社に対して立入調査を実施し、全労働者の約22%に当たる16名の労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月90時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外労働（最長：月228.8時間）を行わせていたことが認められた。

【立入調査において把握した事実と労基署の指導】

タイムカード及び賃金台帳を確認したところ、全労働者の約22%半数に当たる16名の労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月90時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外労働（最長：月228.8時間）を行わせていた。

労働基準監督署の対応

労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

36協定の特別条項における「特別の事情」について

- | | |
|----------------------|---------------|
| ◇ 特別条項付き協定締結 | 基準の限度時間を超えが可能 |
| ◇ 特別条項を適用する際の「特別の事情」 | 臨時的なものに限定 |
| ◇ 限度時間超の回数 | 1年の半分以内 |